

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第1回明日香村小委員会

平成30年10月12日

【事務局】 大変長らくお待たせいたしました。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会第1回明日香村小委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長の渡瀬でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております資料ですが、1枚目に議事次第、2枚目に座席表、その後に配付資料一覧表をつけております。ここに記載のとおり、資料1から8、参考資料1から7をお配りしてございます。ご確認をいただきまして、過不足がございましたら申し出ていただきたく存じます。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、小委員会の設置等につきましてご報告申し上げます。資料2をごらんください。

本年5月24日、国土交通大臣より、社会資本整備審議会に対し、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか」について諮問をしております。

その後、6月14日、同諮問について、都市計画・歴史的風土分科会に付託されております。

その後、9月7日、同諮問について、歴史的風土部会に付託することについて、歴史的風土部会に明日香村小委員会を設置し審議することについて、分科会において了承をいただいております。

また、同日ですけれども、小委員会に属する委員等の選任について、都市計画・歴史的風土分科会長に一任することについて、分科会において了承をいただいております。

その後、9月27日に、小委員会の委員長及び属する委員、臨時委員、専門委員を指名しております。

辞令等につきましても、同日付で発令されておりまして、事前に郵送させていただいております。

また、本小委員会の委員長は、分科会運営規則第3条の規定に基づき、分科会長から池邊委員が指名されております。

まず、本日は、第1回目の小委員会ということでございますので、青木都市局長から委員の皆様へ挨拶をさせていただきます。

【都市局長】 皆様、こんにちは。ご紹介いただきました国土交通省の都市局長の青木でございます。

委員の皆様方におかれましては、本日、大変ご多忙の中、国交省にお集まりいただきましてありがとうございます。また、今、事務局のほうから説明もございましたけれども、新たに設置されました小委員会の委員をお引き受けいただきまして、皆様、本当にありがとうございます。

ご案内のとおり、国では奈良県や明日香村と協力をさせていただきまして、昭和55年の明日香法制定以降、4次にわたる整備計画を策定して、いろいろな措置を講じてまいったところでございます。こういった取り組みの中で、特に地元の住民の皆様方のお大変なご協力をいただきながら、明日香村では、往時を偲ばせる歴史的風土が今なお良好な状態で維持されているということでもございますし、また、そういったものを創造的に活用していかうではないかというような活性化を図る動きも見えてきているのではないかとはいふには思っております。しかしながら、ある程度、全国的な現象というところもありますけれども、人口が減少していく、あるいは少子高齢化が進んでいくとか、あるいは、最近ですと、我が国に多くの海外のお客様が足を運んでいただけるようになったりとか、観光のパターンも物を見ていくだけではなくて、いろいろなことを体験することを重視するとか、いろいろな新しい流れも出てきているのかと思っております。

現在の第4次整備計画が31年度までという1つの区切りの時期が近づいてございます。そういった中で、この小委員会を設置して、今後のあり方をきちんと議論していこうということになったわけでございます。この分野について、いろいろな専門家の方にもご支援を賜ろうということで、皆様方に委員としてご就任をいただいたということでございます。

私ども都市局といたしましても、ぜひ事務局としていろいろなご指示を賜れば、作業などもさせていただきたいと思っておりますので、今後、議論がしっかりと行われますように、一層ご支援、ご協力をお願いいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよ

ろしくお願いいたします。

【事務局】 次に、ご出席いただきました委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。
千葉大学大学院教授の委員長です。

【委員長】 池邊でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 奈良県知事の荒井臨時委員です。

【荒井委員】 よろしく。

【事務局】 京都大学大学院准教授の深町臨時委員です。

【深町委員】 深町です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 愛知県立大学教授の丸山臨時委員です。

【丸山委員】 丸山です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 明日香村村長の森川専門委員です。

【森川委員】 森川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 株式会社栗代表取締役社長の三浦専門委員です。

【三浦委員】 三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、引き続き議事に進みたいと思います。

ご発言いただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただくようお願い申し上げます。

まず、本小委員会における議事の運営につきまして提案させていただきます。

社会資本整備審議会の小委員会の議事運営については、分科会運営規則によるものとなりますが、これに定めがない事項については、本小委員会で決めていただく必要がございます。僭越と存じますが、事務局で案を作成させていただきました。

資料3の「明日香村小委員会の議事運営について（案）」をごらんください。

記以下のとおり、委員の定足数について、3分の1とさせていただき、また、その他、必要な事項は随時定めることとさせていただきたいと考えております。

また、議事の公開については、分科会運営規則第4条に基づき、審議会運営規則第7条の規定において、「会長」を「委員長」、「審議会」を「小委員会」と読みかえて準用させていただきます。議事録については、内容について委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通省ホームページにおいて公開することとします。

以上でございます。

ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特にご意見等ないようですので、議事運営について、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ご異議がないようですので、本小委員会の運営につきましては、分科会運営規則及び資料3に基づき進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日ご出席いただきました委員、臨時委員及び専門委員は、10名中6名でございまして、ただいまご承認いただきました議事運営第1に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

ここで、池邊委員長に一言ご挨拶を賜りたいと存じます。

委員長、よろしく願いいたします。

【委員長】 ご紹介いただきました池邊でございます。

私、この委員会に出席させていただいてもう何年にもなりますが、一昨年は特に、どちらかという、林地ですとか農地ですとか、自然環境の部分の問題に多く焦点が集まっておりました。ですけれども、ちょうどオリンピックもあと2年となりまして、今もうポストオリンピック、こういうような歴史的な問題の中では、いわゆる平成の大遷宮のような出雲ですとかお伊勢さんのすごく大きな行事も終わりました。諏訪のものも終わりました。奈良県では、薬師寺の修復も終わり、もう万事いろいろなところの準備が整ったというところでございますが、なぜか明日香だけが準備が整っていないというような印象を私は持っております。

私、明日香を初めて訪れましたのは高校の修学旅行のときです。当時、高松塚が初めて発見されたときで、自転車でグループで回って、非常に高松塚古墳にびっくりというか、明日香というどちらかという起伏のある自然地の中にこういうものが出土しているということに非常に驚いたという覚えがございます。ただ、それから何年か、私の年で言うと、もう40年もたったんですけれども、これからやると高松塚のほうを整備される。その間には、もう既にできました、今結構話題になっておりますキトラの博物館なども国土交通省さんと文化庁さんが相まって協力しておつくりになったというような非常に画期的なものもございます。

ただ、やはり明日香が今直面している課題は、もう少しきちんと取り組まないと、日本にとっての明日香というものが失われていくのではないかという気がいたします。

先ほども森川さんとちょっとお話しさせていただいたんですけれども、例えば、日本の子どもたちでも、明日香というのは何とかわかるんですけれども、斑鳩の郷という、何

か歴史上では見るけれども、斑鳩の郷という場所がわからないとか、そんな話もござい
ます。奈良のほうも、今や平城宮の遷都のところも、薬師寺のところも、あるいは、宇治の
平等院も、最近ではスターバックスも茶処にできて話題でございませうけれども、どんど
ん観光客も増えているようではございますけれども、やはり明日香の部分にまだまだ人が回らないとい
うところが懸念のところではございます。

ちょっと長くなりますが、今年、私はバルセロナに行く機会がありまして、バルセロナ
には歴史博物館といって、ローマ時代の地下の遺構にエレベータで4階までおりていくと
いう大きな博物館がございませう。ああいう石の多いところでは、そんなものができるだろ
うけれども、まさか明日香では無理だという話もあるとは思いますが、実はそういった中
で、それはかなり昔にできた歴史博物館でございませうが、2013年には、中心部のみん
ながバルセロナの中心部に観光客が集まっているところのガレリアのところを無料公開で
遺構を見せるというところが、2013年に、名前だけ見ないとわからないですけども、
ボルン・カルチャーセンターという名前できました。そのカルチャーセンターは、ロー
マ時代のもので何でもなくて、ほんとうに昔の人が住まい、ここで井戸を使い、ここで
煮炊きをし、ここで住んだというような、そういった町並み、あるいは川、そういったも
のの遺構が全貌として見えるところではございませう、町の市場、旧市街地を訪れる方々が、
皆さんそこを訪ねていらっしやいます。

そういったことも含めまして、日本のことを、特に私はやはり韓国や中国の問題が今は
複雑ではございませうが、明日香というのは、古来からそういった東アジアの民族がミック
スしてというか、そういった隔てなくあったところだと思ひますし、文化庁的なサイドで
いきますと、やはり『万葉集』の進化というか、そういうものがうたわれたところではご
ざいませう。そういうところでは、皆さん、ご存じの、なかなかお忙しくてあれなんですけ
れども、河瀬さんです。実は私、河瀬さんがまだ賞をもらえる昔に、農水省の振興局の
委員会でご一緒させていただいたことがありました。私も、そのころは河瀬さん、すごく
若くておきれいな方が入ったけれども、どんな方なんだろうなと思ひておりました。彼女
の映画「萌の朱雀」や「殞の森」で見せる奈良の姿というのは、日本よりもむしろ海外で
評価されているというふうには私は認識しております。

そういった意味で、やはり明日香というところも今はインバウンドということでアジア
の人たちを少しターゲットにしているかもしれませんが、もう少し掘り下げて、やはりそ
ういった古代遺跡ですとか、そういう人たちの文化に興味のある、ヨーロッパですとか、

アメリカというのはまたちょっと違うかもしれませんが、そういう方々が個人で、団体客ではなく、個人で訪れて、そしていいなと思ってリピーターでいらっしゃる、そんな明日香がこれからはできていくのではないかと考えております。

最後に、私は3年前に高千穂に文化庁の関係のお仕事で伺ったことがございます。そのときちょうど農業遺産に高千穂が指定されたときでございまして、高千穂がまさに風景として国づくりの神様が1つ1つこういう形で国づくりをやったところだという風景だということが非常にわかるというか、誰にでも理解できるということを認識いたしました。ですから、明日香の農業景観も単に切り離して、棚田は棚田、川は川ということではなく、明日香全体の醸し出す雰囲気として、やはり高千穂ではないですけども、昔ながらの古代の人たちが美しい、そして詩歌を詠むということをやった1つの文化の発祥の地として明日香があるというようなことを今後の委員会でも詰めていければと考えております。

長くなりました。よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

カメラ撮影はここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

それでは、これからの進行は、委員長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、早速議事に進みたいと考えております。実は、先ほどはご紹介がありませんでしたが、今回から委員としてJTBの楓先生などにも入っていただいて、三浦委員も少し違った視点かと思えますけれども、今までの視点とはまた少し違った観点の委員の先生方、丸山先生もそうだと思うんですけども、入っていただいております。そういったことも踏まえまして、今日は人数が少ないですけども、積極的な意見交換をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、早速、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局より、資料4から8についてご説明させていただきます。

まずは資料4、横長のパワーポイントの資料でございます。明日香村の歴史的風土について、まずご説明申し上げます。

1ページをごらんください。「古代国家の形成（宮殿の造営）と東アジアとの交流」と題しております。

まず明日香村につきましては、推古天皇が592年に即位いたしまして、明日香村内の豊浦宮に都を置きまして、それ以降、持統天皇が藤原京へ694年に遷都し、あるいは元明天皇が710年に平城京に遷都するという間、約100年にあたって日本の首都として

各天皇が宮殿を置くほか、多くの寺院、古墳が築造されたというような歴史を持っているところでございます。

また、明日香地域においては、各寺院が成立する過程で、大陸からの知識、技術が多く取り入れられております。

右下に、日本及び朝鮮三国の寺院配置とございますが、日本の左上、飛鳥寺がございませう。こちらは本格的な伽藍配置を備えた日本最初の仏教寺院でございませうが、こちらのお堂の配置と、それから下の新羅の下側の皇龍寺がございませう。こちらは現在の韓国の慶州市のものでございませうが、かなり似たようなお堂の配置となっているようなところが見受けられると思ひます。

このように、東アジア、東南アジアの諸外国との交流の中で国家の体制が整っていったというところは、こうした寺院のほか、庭園から出土する遺物ですとか、それから先進的な文物を製作した工房の跡といったところからも明らかになっているところでございませう。

続いて、2ページをごらんください。「万葉集に詠われた特色ある歴史的風土」でございませう。

『万葉集』につきましては、ご案内のとおり、7世紀後半から8世紀後半に向けて編纂されたものでございませうけれども、この中に明日香村を含む高市郡に位置する地名が約150うたい込まれてございませう。

右側に1つご紹介いたしますが、「明日香川 明日も渡らむ 石橋の 遠き心は 思ほえぬかも」というような詩がございませうけれども、こちら、下の写真に、明日香川に飛び石がございませうが、まさに『万葉集』でうたわれた情景が今も明日香村内には残っているといったものが非常に多く見受けられるというところでございませう。

続きまして、3ページをごらんください。「村内の主な文化財の分布状況」でございませう。

明日香村内には、村内に広くわたって文化財がございまして、石舞台、高松塚、キトラ古墳の各国指定の特別史跡をはじめとして、飛鳥時代の政治の中心地であったことを示すような飛鳥宮跡や飛鳥寺跡といったもの、それから、先ほど申し上げた『万葉集』にうたわれた棚田景観が特徴的な奥飛鳥の文化的景観など、さまざまな文化財がございまして、特に国指定史跡の面積が合計50ヘクタールあまりと、これは村の面積の約2%を占めているということは、非常に大きな特色かと存じます。

4ページをごらんください。「発掘調査の状況」でございませう。

明日香法制定後も新たな考古学上の発見が相次いでいるということで、現在も今なお発

掘調査を精力的に進めていただいているというふう聞いております。

例えば、左下、キトラ古墳壁画の十二支像の寅がございましたが、こちらは昭和58年に玄武が発見されてから、平成10年に青龍、白虎、天文図、そしてこの平成13年に朱雀と、この写真にあらわした十二支像ということで、日進月歩で発掘調査が進んでいるということが、キトラ古墳のところからも1つ見受けられるということがございます。

続きまして、5ページをごらんください。

明日香村というと、古代の歴史というイメージが非常に強くございますけれども、それ以外の古代以外の歴史・文化資産も多くございます。ここでは、農村景観あるいは町場の景観を示させていただいておりますけれども、明日香地域は、飛鳥時代を除くと基本的に農村地域というようなところございました。また一方で、飛鳥坐神社ですとか、岡寺の門前といった一部の地域では町場の空間が広がっていたというものがございまして、これが今の基礎となり、農村集落あるいは町場の景観として資源として残されているというところがございます。

6ページをごらんください。

今度は、ミクロに伝統的な民家というところを見てみますと、明日香村内には、奈良県を代表する特徴的な伝統的な民家の形態であって、特に屋根の形状に特徴がございます。大和棟というような構造を持つ民家が125件も確認されているというような状況でございまして、こちらも非常に大きな歴史資源というふうに考えてございます。

続きまして、7ページをごらんください。

農村景観でございますけれども、明日香村の中では、かつての政治の中心地であって、今は遺跡となっている上に田畑が広がっているところがございますが、このように文化的資産と農業景観が共存するというものが非常に1つ大きな特徴的な明日香村の要素というふうに考えてございます。

8ページをごらんください。

今度は、ハードだけではなく、祭礼行事・伝統芸能というところに着目いたします資料をつくっております。

明日香村内では、五穀豊穰や子孫繁栄を願った綱掛神事ですとか、おんだ祭といわれるような祭礼行事ですとか、それから、仏教寺院が多いということで、聖徳太子にちなんだ祭礼行事でございます太子会式というものが橘寺で実施されたりということで、ハードだけではなくて、祭礼行事・伝統芸能というところも特筆すべきものがあるというところで

ございます。

続きまして、資料5をごらんください。「明日香村の歴史的風土の保存等に係るこれまでの取組について」、ご説明を申し上げます。

まず1ページにつきましては、現在の明日香村における古都保存法あるいは明日香法の施策のものでございまして、内容はごらんのとおりでございます。

続きまして、2ページでございますけれども、昭和41年から現在に至るまでの経緯が書いてございます。ここでは、昭和41年の古都保存法の制定の経緯から、昭和55年の明日香法の制定までの流れをおさらいさせていただきたいと思っております。

3ページをごらんください。

古都保存法制定の経緯でございますけれども、昭和30年代、高度経済成長期、京都、奈良、鎌倉といったところでも宅地開発が進んでいるというところで、文化人や市民団体による反対運動が広く展開されたという時代でございました。

続きまして、4ページをごらんください。

ここでは、古都保存法制定の契機として、鎌倉市と京都市の事例をお示ししております。ここでは鎌倉市の事例を少しご紹介申し上げます。

鎌倉市は、鶴岡八幡宮が1つ象徴的なところでございますが、その裏の裏山、通称「御谷（おやつ）」といわれているところで宅地開発が計画されまして、さまざまな層を巻き込んだ反対運動が繰り広げられたというところでございます。こういったものが古都保存法の制定の1つの契機になったとされているところでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

こうしたような動きもありまして、昭和41年に古都保存法ができて、古都における歴史的風土の保存を図るといったことが目的につくられた法律でございます。

右下に歴史的風土の概念図がございますけれども、まず歴史的建造物があり、例えば鶴岡八幡宮の社殿がございます。その裏の自然環境、裏山、御谷でございますけれども、そういったものが一体となって醸し出している古都の情景、そういったものが歴史的風土であり、これを守っていかなければいけないというふうに価値づけたものが古都保存法でございます。

古都保存法の体系、左のほうにございますけれども、まず国が歴史的風土保存区域を指定し、届出・勧告制による規制を行うとともに、さらにその重要な部分については、歴史的風土特別保存地区に府県・政令市が決定いたしまして、こちらは許可制による開発規制

を行うというものでございます。それと、規制に対する損失補償として、あわせて所有者からの申し出によって土地を買い入れる仕組みというようなものもつくってございます。

また、そうしたものの実効性を担保するために、国からの補助事業として、古都保存事業で土地の買い入れに対する支援ですとか、税制の減免といった措置もあわせて講じているというところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

現在の古都の指定状況でございます。京都、奈良、鎌倉、そして明日香村も含めて、現在、地図上にある10都市が古都に指定されているというところでございます。

7ページをごらんください。

明日香村につきましては、下のほうの表にございます古都の指定基準を満たしているということでございまして、昭和41年7月に古都に政令をもって指定されたというところでございまして、それ以降、古都保存法に基づく取り組みを順次実施してきたというところでございます。

8ページをごらんください。

ただ、こうした流れだけではなく、さらなる明日香村の歴史的風土の保存を求める動きが起きまして、1つ象徴的なものとして、東洋医学研究家の御井敬三氏の「声の直訴状」というものをご紹介したいと思います。こちらは昭和45年1月に明日香村の保存を訴えるメッセージをテープに吹き込んで、佐藤総理に渡したというようなものでございますが、ここの中では、「日本民族のふるさととも言ふべき明日香の自然と風物、世界に誇るべき貴重な史跡はどんなことがあっても守らなければなりません」ということですか、あるいはこういったもののために「別の法令によって、明日香を日本人の精神のふるさととして村民の生活保障も含めた建設的な処置が取られなければならないでしょう」といったことがメッセージとして伝えられ、これを契機に佐藤首相の明日香村の視察につながり、次の展開につながったというものでございます。

そして9ページ、その次の新しい展開が、昭和45年、同じ年の12月に、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」の閣議決定でございます。こちらは二本柱ございまして、歴史的風土の保存措置として、歴史的風土保存区域あるいは歴史的風土特別保存地区の拡大が打ち出されました。

またあわせて、保存措置に伴う環境整備として、道路、河川といった基礎的な生活インフラの整備ですとか、それから、歴史的風土の活用といった面で、国営飛鳥歴史公園の設

置などが位置づけられたというものでございまして、右側、歴史的風土保存区域については、当初、391ヘクタールで始まったところ、昭和46年には918ヘクタールということで、約2倍、村域の3分の1程度のところまで広がったというところでございます。さらに国営飛鳥歴史公園についても、昭和49年に一部開園といった流れになったところでございます。

そして、10ページでございますけれども、これまでの取り組みの集大成として、昭和55年に明日香法が制定されております。こちらは大きく二本柱となっております、まず歴史的風土の保存として、村の全域について、許可制により開発行為の規制を行うというようなもの。そしてもう1つ、住民生活の安定と向上というもう1つ柱が設けられました。こちらは、やはりインフラ整備の立ちおけている状況で、規制に対する住民のかなりの危機感もあったことも背景だったと聞いてございます。この中で、明日香村整備計画を策定するとともに、村に明日香村整備基金を設けて、運用益を各種事業に活用するといったことが位置づけられた非常に画期的な制度というふうに認識してございます。

こういった経緯をおきまして、11ページでございますけれども、今、明日香法に基づく施策の体系をお示しいたしました。ここについて1つ1つの内容についてご説明を申し上げたいと思います。

まずは12ページでございます。明日香村歴史的風土保存計画でございますけれども、これは明日香村の歴史的風土の保存に向けた規制ですとか、保存の基本的な考え方を国が定めたものでございます。全村がこういう形で、第1種ないしは第2種の歴史的風土保存区域に指定されまして、許可制の規制がかけられているところでございます。

詳細については、参考資料2に掲載させていただきましたので、またお時間あるときにごらんいただければと思います。

続きまして、13ページでございます。明日香村整備基本方針・明日香村整備計画でございます。

こちらは、国が基本方針をつくり、奈良県で整備計画をつくるというようなスキームになってございます。現在、明日香法ができた昭和55年から10年おきに改定をしていて、今現在、第4次といったところでございます。

最初の1次、2次につきましては、生活環境施設の整備ですとか、農林業の振興といった明日香法をつくるときのまずはベーシックな生活インフラを整備しようというのが主眼に置かれておりましたけれども、平成12年に改定された3次計画、あるいは4次計画

では、歴史的風土の創造的活用という概念が新しくできまして、地域活性化ですとか、あるいは観光・交流振興、地域活力の向上といったようなところが位置づけられたということで、少しずつ姿を変えつつあるといったものでございます。

続きまして、14ページをごらんください。明日香村整備基金の概要でございます。

こちら明日香村整備基金につきましては、明日香法の8条に位置づけられた基金でございまして、明日香村に設置されたものでございます。国、県、村、それぞれ役割分担のもと、総額31億円を積みまして、その運用益でごらんのような事業を実施しているというところでございます。

続きまして、15ページをごらんください。

明日香村整備基金につきましては、下の棒グラフをごらんいただけるとわかるとおり、当初、2億から2億5,000万といった運用益のもとで事業を実施していたところでございますけれども、金利低下等あって運用益は低下しているというような状況も踏まえまして、平成12年に明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金を毎年交付するという制度を導入したところでございます。

こちらの詳細は、次の16ページにございます。この交付金については、名前のとおり、歴史的風土の保存だけではなくて、歴史的風土を積極的に活用して地域活性化を図ろうというようなものでございまして、当初、国費1億円ということで始まったものでございますが、現在は1.5億円に拡充して、毎年、明日香村に交付しているものでございます。

支援内容はごらんのとおりでございますけれども、景観の創出や観光振興といったさまざまな取り組みに活用されているところでございます。

続きまして、17ページでございます。

古都保存事業、こちらは古都保存法の関係でございますけれども、現在は社会資本整備総合交付金の1メニューとなっておりますけれども、事業内容といたしましては、厳しい土地利用規制に対する土地の買い取り請求がございますので、それに対する土地の買い入れですとか、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却、そういったものに対して国のほうから補助をしているというものでございます。

18ページをごらんください。

閣議決定の1つの柱でございました国営飛鳥歴史公園でございます。こちらは国が直轄で整備、そして管理を行う17の都市公園の1つでございます。

こちらは、今、5つの地区で開園をしているところでございまして、直近ではキトラ古

墳周辺地区が平成28年にオープンしたというところがございます、キトラ古墳のいろいろな展示を行っている四神の館のほか、その周辺の広場整備ですとか、体験学習の場を整備させていただいているところがございます。

そして、次の19ページに具体的な飛鳥歴史公園の取り組みがございますけれども、おかげさまで平成29年度には年間で91万人のお客様をお迎えしているというところがございます、特に近年オープンしたキトラ古墳周辺地区においては、キトラ古墳の壁画、こちら、文化庁で公開いただいておりますけれども、そちらの日を中心に多くの方が来園いただいているというところがございます。

また、左下の写真4枚のうちの左上でございますけれども、キトラ古墳壁画体験館「四神の館」を国土交通省で整備、管理いたしまして、キトラ古墳や壁画について、わかりやすく解説というところも多くの方にご利用いただいております。

また、それだけではなくて、明日香村などの地域と連携した地域イベントを公園で多く実施されておまして、古都飛鳥文化祭、あるいは飛鳥光の回廊といったものを、この公園の石舞台地区のあすか風舞台などを使って実施していただいているというところがございます。

最後のページに、海外比較ということでございます。前回の部会のときにもございましたので掲載させていただきました。こちらは先ほど韓国の慶州市、皇龍寺のところで少し説明させていただきましたが、新羅の首都でございます、ここでは主に規制的な手段でこういった風土を守っているというところがございます、なかなか明日香村の同様の制度を持っているところは今のところ確認できていないという状況でございます。

続きまして、資料6で、第4次明日香村整備計画の進捗状況についてご説明いたします。

1ページをごらんいただきますと、先ほど、明日香村整備基本方針・整備計画の経緯についてお示したところがございますけれども、改めて再掲しております。

続きまして、2ページで、第4次明日香村整備基本方針と整備計画の項目立てをご説明しております。

詳細については、参考資料の3と4に全文を載せてありますので、ここでは赤枠にある四本柱の事業について、ここ10年の取り組みをご紹介します。

3ページをごらんください。

1つ目の柱が国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進ということで、左上、飛鳥京跡苑池では、奈良県のほうで公有化を進めていただくとともに、メインエントラン

スなどにおいて、便益施設の整備などを進めていただいているところでございます。

また、右側、高松塚古墳壁画につきましては、現在、文化庁のほうで修理作業をしております、平成31年度に完了予定というふうに聞いてございます。

あわせて、今後の保存・公開展示について検討しているというふうに聞いております。

また、一番左下であります、ハードとあわせてソフトの取り組みといたしまして、携帯端末を活用した歴史展示コンテンツの製作、あるいはAG映像など、最新の技術を使った歴史展示というものもつくっているところでございます。

続きまして、4ページ、2. 歴史的風土の維持・向上をごらんください。

こちらはまず、地域住民等による歴史的風土の保全として、清掃美化・啓発活動や里山・竹林・河川、古道・農地などの整備などを地域住民レベルで実施いただくとともに、右側ですけれども、公共側でも、長年の懸案でございましたコンクリートプラントの除却ですとか、それから、建築物の修景補助を通じて、明日香らしい景観の形成を進めているところでございます。

5ページ目をごらんください。

3つ目の柱、歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上でございます。こちらはさらに中に3つ柱がございまして。

まず、I) 番が、明日香を支える「農」の維持・向上ということでございます。

まず、下側に耕作放棄地への対応として、オーナー制度を導入しております、都市住民に農業体験をいただく、あるいは明日香を知ってもらおう。ゆくゆくは新規就農につなげるような取り組みを実施していただいております。

また、右側、農業の高度化ということで、平成25年に「明日香夢の旬菜館」という農産物の加工品を製造あるいは物販、飲食を兼ね備えた施設を使って、農業の6次化の取り組みなども進めていただいているところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

2つ目に、観光・交流の振興ということで、案内サイン等の整備、左上ですけれども、あすかなびの開発ということで、スマートフォンなどを活用したウェブコンテンツで、施設案内やトイレ、休憩所の案内を行うようなものですとか、それから、橿原市など周辺自治体と連携した共通のサインの整備といったことも進めていただいております。

また、その下、明日香らしい宿泊型観光の推進ということで、古民家ステイといったものも取り組まれております。

また、3つ目、住みたくなる村づくりということで、多く空き家が存在していることも踏まえまして、空き家バンクのシステムの構築でございますとか、それから、MIAMI MOという二人乗りの超小型モビリティ、電気自動車でございます、こういったものをレンタルサービスして村内をめぐっていただく、こういった取り組みも実施しているところでございます。

最後に、7ページ、4つ目の柱ですが、生活環境基盤整備の推進、これは一番最初から実施しているところでございますけれども、この10年も引き続き道路、河川、上下水道などの生活インフラの整備を着実に実施してきているというところでございます。

それでは、資料7でございます。明日香村の現況について。

ここまで法制度の話ですとか、あるいは、明日香村整備計画に基づく取り組みをご説明してまいりましたが、それも踏まえて、今、明日香村がどういう状況に置かれているかというところをご説明させていただきます。

ページをめくって1ページでございます。

まず人口の推移でございますけれども、人口については、平成2年国勢調査データ、平成2年を一番多くしておりまして、そこからここ25年は減少しておりまして、この25年で25%減少しているという状況でございます。その減少率につきましては、他の近隣自治体と比較しても非常に多いということございまして、平成29年度には過疎地域に指定されたという状況でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

年齢別に分解してみますと、65歳以上の人口が昭和55年と比べて2.2倍に増加する一方、14歳以下の年少人口が6割も減ってしまっているというような状況で、少子高齢化の波が加速度的に進行しているという状況でございます。高齢化率としても36.6%、これは近隣自治体と比較しても非常に高いという割合になってございます。

続きまして、3ページをごらんください。

では、人口の増減について、減っているというところを申し上げましたけれども、左上のグラフ、社会増減につきまして見ていくと、直近、29年は減になっていますが、平成25から27はプラスになっているということで、人口減少の主要因は少子高齢化による自然減によるところが大きいというところが見受けられます。

また、年齢別に分解してみますと、20歳代が非常に転出が多いということで人口減になっておりますが、逆に40代や10歳未満はプラスになっている。社会増になっている

というところは1つ大きな特徴かと存じます。

続きまして、4ページをごらんください。村の財政状況でございます。

折れ線グラフでここ5年の村の決算規模をお示ししておりますけれども、大体35億から40億程度の財政規模となっております。また、歳入と歳出を比べると、実質収支は黒字となっているような状況ではございますけれども、右下の表、歳入に占める市町村税比率は非常に低くなっており、一方で、地方交付税比率は高いということで、今は黒字になっているところではございますけれども、財政基盤としては脆弱な状況が見受けられます。

5ページ目をごらんください。明日香村の土地利用の状況でございます。

村内の8割は、この緑色で塗った山林と、黄色とオレンジの田畑で占められているというところではございますが、田んぼは北部のほうに、それから東部の丘陵部などには傾斜地を利用した棚田があるのが1つ特徴かと存じます。また、宅地につきましては、近鉄飛鳥駅の周辺や岡寺の周辺といったところに市街地を形成しているというようなところで、その他は集落、個別に農村集落が広がっているというような状況となっております。

続きまして、6ページをごらんください。

買入れ地の管理、これは古都保存法に基づいて、買い取り請求があったものを県が買入れるという制度でございますが、こちらは、現在、全体で68ヘクタール以上に及んでおまして、村の面積の3%近くに及んでいるというところで、毎年1ヘクタールぐらいの勢いで増加しているというようなことがございます。

さらに、右の地図をごらんいただくと、買入れ地が集まっているのではなくて、村内にばらばらにあるということもございまして、非常に維持管理が困難な状況をつくり出しております。

こちらは買入れ地の管理形態、横の棒グラフがございましてけれども、田んぼなどは行政財産使用許可ということで地域住民に耕作をしていただく活用もございまして、一方で、現状管理ということで、なかなか管理ができないところが4分の1を占めているというような現状もございまして。

続きまして、7ページをごらんください。交通体系でございます。

まず、公共交通につきましては、近鉄の飛鳥駅まで、大阪から45分、京都から70分ということで、交通の便は比較的悪くないような状況にございます。また、自動車交通については、国道169号が南北に通っております。また、県道、村道も整備しているような状況でございます。

こういったものも踏まえまして、明日香村のほうでは、今年の9月に道の駅「飛鳥」を開設いたしまして、こちらは飛鳥駅の目の前でございます。鉄道と車の両方の玄関口の整備を取り組まれております。

またさらに、飛鳥ナンバーも認定申請されておまして、平成32年度から飛鳥ナンバーのプレートが導入されるというふうに伺っております。

次に、8ページをごらんください。景観でございます。

まず、明日香村の歴史的風土ということで、上のほうでございますけれども、こちらは明日香法あるいは古都法に基づく取り組みによって歴史的な風土が良好に維持保存されることによって良好な景観形成がなされております。さらに、平成23年には、景観法に基づく明日香村景観計画を策定いただいたり、大字ごと、これは自治体組織ごとということでございますけれども、景観計画を7地区でさらに策定して、きめ細やかな取り組みを進められているということでございますが、一方で、残念ながら、まだ道半ばということで、歴史的風土や周辺になじまないような建築物などが散見される。あるいは、耕作放棄地の拡大や、竹林の拡大といった新たな景観上の問題も出てきているということでございます。

続きまして、9ページでございます。

就業構造でございます。明日香村では、第1次産業が全体の11.3%ということで非常に多いというのが特徴でございますけれども、残念ながら、昭和55年と比べると、かなり減少傾向にある。かわりに第3次産業が伸びているというような状況でございます。

続きまして、10ページをごらんください。

就業状況ということで、出入りを見てみますと、明日香村民が今、就業者は2,500人あまりでございますけれども、その60%が村外で就業されているという状況でございます。特に橿原市への通勤が多いといったところでございます。

一方で、村内で働く村外からの常住者も橿原市から明日香村に来ていただいている方も400名、合計で1,000名程度いるということで、比較的出入りが多く見られるというような構造となっております。

続きまして、11ページをごらんください。ここからは産業別に詳細をご説明したいと思います。

まずは農業でございます。農業の就業人口、右側のグラフでございますが、昭和50年と比べて7割減っているということ。さらに、その6割が65歳以上の高齢者となっているような状況でございます。

また、左下をごらんいただくと、農業で生計を立てている農家は全体の2割程度にとどまっているという状況も確認できます。

12ページをごらんください。

このような中、新規就農者、あるいは後継者が非常に大きな課題となってくるところでございますが、左の表、近年の新規就農者、あるいは村内農業後継者を一覧にしておりますけれども、近年、担い手は増加傾向にあります、引き続き課題ではないかと考えてございます。また、農業生産販売額については、全体で7億3,000万円あまりといったところでございますが、その半数が直売所になっておりまして、非常に特徴があるかと思えます。産品別で見ると、水稲と観光農園（いちご）が多いということも1つ特徴かと存じます。

続きまして、13ページをごらんください。耕作地の面積の推移でございますけれども、こちら減少傾向にございまして、昭和55年と比べて約半分になっているというところでございます。さらにその中でも約23%が耕作放棄地という形になっておりまして、田園景観や里山景観への影響がまさに懸念されるという状況でございます。

続きまして、14ページをごらんください。林業でございます。

林業については、そもそも就業人数が1桁でというような状況にございまして、就業者の確保が大きな課題かと存じます。さらに、こういったことも反映してか、竹林の拡大が目立っているような状況にございまして、こちらの対応にも就業人数が少なく苦慮しているところを伺っております。

続きまして、15ページをごらんください。

こちらは、農林業を産業として経済的に成り立たせようという取り組みをいろいろ村のほうで取り組まれておりますので、ご紹介させていただくものでございます。

今、6次産業化ということが1つのいろいろなフレーズになっておりますけれども、明日香村においても、加工所と物販、飲食を組み合わせたような施設をつくっております、例えばこの下のほうでは、いちごの栽培をし、2次産業でいちごのフリーズドライというものをつくりまして、それをお店で売るといったような形で6次産業化に取り組まれているということでございます。

16ページから19ページについては、こういった農業振興に係る他地域の事例ということで、2例ほど取り上げさせていただいております。

1つ目が、宮崎県高千穂町の取り組みでございます。こちらは農村景観に加えて、神話

といったところが1つの資源となるところでございますけれども、古民家食堂ですとか、民宿といったものをやることによって、年間3万人の交流人口を創出しているという効果を生み出しております。さらにまた、米の供給体制等も高値で買い取った棚田米から、どぶろくだとか、甘酒を生産して、約1億円の売り上げというようなものを行っていることによって、農業の活性化を通じた地域の活性化に取り組まれている事例でございます。

では、17ページを飛ばして、18ページ、続きまして、千葉県鴨川市の取り組みでございます。こちちは、明日香村でも取り組まれているオーナー制度に重点的に取り組まれている事例でございます。19ページで内容をご説明いたします。

StDp1からStDp7がございましてけれども、棚田オーナー制、NPO法人化というものもございまして、StDp5で棚田のライトアップですとか、StDp6で農家民泊準備会設立、あるいはStDp7で農家レストランといったところ、オーナー制度を核にさまざまな取り組みをすることによって地域活性化に取り組んでいるという事例でございます。

続きまして、20ページでございます。

2次産業でございますけれども、商工業というところがございまして、卸売業・小売業、製造業ともに、近年、売り上げあるいは事業所数も減少しているというところでございます。建設業についても、売り上げは増加しているところでございますが、従業者数は減少しているという状況でございます。

続きまして、21ページでございますが、観光に少し焦点を当ててここから何枚かスライドでご説明いたします。

明日香村の観光客数につきましては、高松塚古墳壁画が昭和47年に発見されて、飛鳥ブームとなった昭和50年代をピークに、そのころは年間180万人を超えていたところでございますが、現在、棒グラフにあるとおり、大体年間80万人前後で安定をしているというところでございます。

また、宿泊数を折れ線グラフで示しておりますが、昭和50年代に3万人ぐらいたところが、一番低いところで1万人ぐらいまで減りましたが、現在は2万人程度と持ち直しつつあるというような状況でございます。

では、22ページをごらんください。

入込客数は、他市町村と比較した折れ線グラフを掲載しております。奈良市と比べると5%程度、あるいは、斑鳩は法隆寺がございましてけれども、約80%になっておりまして、近隣の市町村に比べて、まだまだやや少ないというような状況となっております。

また、明日香村の観光施設の入場者数を見ますと、石舞台古墳、あるいはキトラ古墳、四神の館といった国営公園の施設などを中心に多くの方にいらしていただいているというような状況でございます。

続きまして、23ページの観光客の特徴ということで、どういう方がいらっしゃっているかというものを整理したものでございます。

まず、真ん中上の居住地というところをごらんいただくと、青で示した近畿圏外の日本というのが約半数を占めているというところが特徴かと思えます。

また、年齢構成、その下でございますけれども、60歳、70歳というところが全体の半数近くを占めておりまして、シニア層がメインというふうにいえます。

また、右側、交通機関に着目いたしますと、明日香村に来るときに使ったものとして、半分弱が自家用車と答えていらっしゃいますけれども、一方で、鉄道も約2割ということで、公共交通も一定程度の利用がされていること、また、明日香村内の周遊に利用する交通機関として、やはり自家用車が一番多いんですけれども、徒歩、自転車、レンタサイクルというところも一定数いる、約3割いるというところが1つ特徴かと存じます。

続きまして、24ページをごらんください。観光客の特徴を示したものでございます。

まず、宿泊に着目してみますと、横長の棒グラフで、明日香村観光も含んだ旅行期間全体で、泊まったか、日帰りをしたかというところだと、約4割が宿泊したと答えていただいているんですけれども、3本目の棒グラフ、村内での宿泊者数については、約6分の5がゼロということで、明日香村は日帰りで行ってしまったというような状況になっております。

また、明日香村で使ったお金ということ整理したものが下の表でございますけれども、やはり宿泊者のほうがかなり多めのお金を使っているというところにして、観光客数がなかなか経済効果として十分に結びつかないような状況が見受けられます。

また、右側で明日香村を観光した感想ということで、上側、青いほうが事前に期待していたこと、オレンジが事後に満足したかどうかということをお聞きしますと、やはり歴史遺産だとか、日本遺産とか、そういったものを期待して多くの方がいらっしゃっている一方で、青枠の伝統行事・イベント、伝統工芸・ものづくり体験といった体験型の観光は期待値が少ないという状況になっているというところがあります。

また、青とオレンジの棒グラフを比べると、オレンジのほうが若干少ないということで、期待と比べて満足度が低いという状況も1つ課題かと存じます。

続きまして、25ページをごらんください。宿泊客の特徴でございます。

左上の棒グラフ、先ほど申し上げたとおり、宿泊者数については、最近、持ち直しつつある状況でございますけれども、右側、年齢構成を見ると、明日香村全体の客層と比べ、ますますシニア層が多くなっているというものが見られます。

また、左下の横の訪問先を見ていただくと、直行／直帰もございまして、奈良市や京都府が多くなっておりまして、距離的には大阪府ももっと高くていいところ低くなっているというところで、歴史をターゲットにした都市を周遊するような観光形態が窺えるところでございます。

まだ、右側の宿泊施設の状況、これは旅館業法に基づく登録状況でございますけれども、明日香村の中では定員が313名というような状況でございます。こういった宿泊施設が多くないということも、宿泊者数を伸ばしていく上で1つの課題になっているかと存じます。

続きまして、26ページをごらんください。

外国人観光客の状況でございますけれども、日本全国としては、この5年で約3倍、奈良県では約7倍となっておりますけれども、明日香村について高松塚壁画館を1つ事例にとると、約2倍増にとどまっているという状況が見られます。

また、国籍別に見ると、明日香村については韓国が非常に高松塚壁画館に関しては多かったというような効果が出てございます。

続きまして、27ページ。こうした中で明日香村などでの取り組みを1つ、2つご紹介いたします。

まず、先ほど申し上げたとおり、27ページでございますが、宿泊施設が不足しているということで、クラウドファンディングで資金調達をして、民間事業者のほうで古民家改修によるゲストハウスの整備運営を行うような事例。

あるいは、右側で古民家等を店舗等の商業目的に活用する際に、その賃料や改修工事に対する補助金をしていくという事例を取り組まれております。

また、下のほうで、飛鳥認定通訳ガイドということで、飛鳥地方に対する外国人観光客向けの地域限定の通訳ガイドという制度もつくっております。現在、34名が活動されているという状況でございます。

28ページでございます。

広域観光ということで、観光ルートが幾つか整備されておまして、まず奈良県のほう

で「記紀・万葉プロジェクト」という中で、ガイドブックを策定して、その中で観光ルートを設定したり、あるいは、それに関してホームページを作成してPRする取り組みに取り組まれております。

また、観光庁でも、広域観光周遊ルートを認定しているところでございます。

下側の民泊について、こちらは法律が6月15日に施行されたところでございますけれども、県全体では39件届出があったというところでございまして、明日香村でもこうした活用が今後考えられるかと存じます。

続きまして、29ページをごらんください。

今年度、村民全体を対象にいたしまして、明日香村のほうで各種のアンケートを実施させていただいております。

ここではまず、古都法に基づく規制の意識というところをご紹介いたしますけれども、この法に規制感を感じるというのが約3割程度いるということで、10年前と比べて、やや増加傾向にあるというふうなところでございます。

一方で、定住意向、住み続けたいというように思っている方は過半数ございまして、平成19年度や直近の25年度と比べても増加しておりまして、規制はあるけれども定住はしたいというような声を感じることができます。

続きまして、30ページをごらんください。今度は歴史的風土を守りたいための施策ということで、歴史展示と景観の維持の2つの軸で取り組みの評価と今後の重要度をアンケートしております。

まず、歴史展示、上段のほうでございまして、上から4つ目、「日本遺産等を活用した歴史ストーリーの作成など、村の歴史に興味をもってもらうための普及啓発」というものがこの4つの中では比較的不満が高く、あるいは、今後、重要だというような結果が出ております。

また、2つ目の柱の景観の維持につきましては、歴史展示と比べて満足度がやや低いような状況でございまして、今後の重要度としても、「電線地中化や大字毎の景観計画策定、空き家の活用など村に相応しい景観づくり」が村民から求められていることが窺えます。

最後に、31ページをごらんください。

まるごと博物館構想や定住意向ということに対するアンケート結果でございまして、まるごと博物館づくりに向けて、一度は飛鳥に行ってみたいと思わせるイメージ戦略を重視すべきだという声。あるいは、飛鳥宮跡などの積極的な復元整備を行うべきだとい

う声が多く村民から上がっているところでございます。

それでは、最後に資料8、1枚ペラの資料でございますけれども、ここまで明日香村について現況をご説明申し上げてきましたけれども、事務局といたしまして、①から⑥の6点を想定される議論としてご提示させていただきました。もちろんこれ以外にも幅広くご意見を頂戴できればと考えているところでございます。

また、下のほうのおおむねの検討スケジュールということで、こちら事務局といたしましては、今回も含めて4回の会議を実施いたしまして、あるいはまた1回の現地視察を挟みまして、来年、31年の第1四半期に向けて取りまとめをしていきたいと考えております。

こちらは参考資料7に10年前の答申を載せさせていただきましたので、また後日、ご参考にいただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

多分これだけの資料を、今日は歴史的な経緯からたくさんの統計の資料、多分この明日香の小委員会でこれだけの資料を提示していただいたのは初めてかなというふうに思うんですけれども、このような現状に対して、どうしていくかということで、先ほど、お話がありましたように、31年度までが第4次ということでございますので、その後、第5次に対しての今までの成果をまとめるとともに、今後の第5次に対してのさまざまなご意見というあたりを今年の中でまとめていきたいと思っております。

かなり資料が多かったので、駆け足で事務局には大変ご苦勞をおかけいたしましたが、皆さんの中から、今から約1時間が終了時刻、55分ぐらいありますけれども、最初に、ご質問等ございましたら、今日は村長さん、知事さん、いらっしゃっていますので、まずは何かご質問等ございましたら、承りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

あまりに資料が多くて、なかなか質問と言われてもというところかと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

はい、よろしく申し上げます。A委員。

【A委員】 日本の古代史を専門にしておりますAと申します。今回初めてですので、少し教えていただきたいというか、私の専門にかかわって教えていただきたいと思ひまして、これまでの4次の計画を拝見すると、最初の第1次、第2次では、遺跡の調査、史跡の整備等というのが入っていたわけですが、それが3次からは歴史的風土の創造的活用と

いう、多分方向が少し変わったのかなと思うんですが、それで、4次では歴史展示の推進ということになっているかと思えます。これは遺跡の調査、史跡の整備等が、もう順調に軌道に乗っているの、これについては、当然そこに含まれていて、4次の計画の中にも書かれてはいるけれども含まれていて、その上で歴史展示の推進ということになっているということによろしいのでしょうか。

【委員長】 よろしくをお願いします。

【事務局】 お答えいたします。ご質問ありがとうございます。

こちらは、従来より遺跡の調査、史跡の整備というところは、ご指摘のとおり、1次から組み込まれておりますけれども、先ほどご説明したとおり、まだまだ史跡の発掘調査などは道半ばでございまして、引き続き実施していかなければいけないということで、この資料の中では、あくまでも概要ですので、あまり目立たない形になっておりますけれども、引き続き、第5次に向けても遺跡の調査・発掘は重要な位置を占めているというふうに認識してございます。

【A委員】 ありがとうございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、B委員、お願いします。

【B委員】 お話を伺っていて、農村の農業の部分とかの情報に比べて、山の部分の情報でもう少し教えていただきたいと思ったんですけれども、例えば、資料4の7ページのところには、「自然に根ざした農や山の生活文化が息づいている」というようなところで、実際の面積とかを見ても山林の部分結構大きかったりするんですが、でも、実際は人口林がかなり多いようなところがありますし、林業というふうな取り組みも、かかわる人自体が少ないという状況の中で、山の部分に注目して、どういう生活文化とか、あるいは歴史的風土としての価値を位置づけているのかとか、どういう取り組みがあるのかということをもう少し教えていただけるとありがたいと思います。

【委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【C委員】 では、私から。

【委員長】 では、C委員のほうからお願いします。

【C委員】 そうしたら、私のほうから。

正直言いまして、明日香という、どうしても飛鳥宮跡であったり、古墳であったりと

いうことで、平坦なところが話題の中心になりがちになります。資料7ページで見えていた
だいても、青、赤、そういう部分が中心になってくる。おっしゃっておられる山の部分と
いうのは、実は戦後の大造林した時代のいわゆる人工林です。針葉樹林帯が中心でござい
まして、どちらかという、そこに対してはあまり手を加えられない。今の世相でござい
ますので。ただし、小さな村であるにもかかわらず、森林組合を維持して、明日香法等の
お金とかを使わせていただきながら、森林をできるだけ間伐しながら維持をしていく、地
域を維持していくという形で使わせてはいただいています。

その中で、例えばなんですけれども、間伐材を丸太にして転落防止柵で使ったりとか、
村の役場では、椅子に使ったりとか、バス停の雨よけに使ったりとか、そのような形で使
わせていただいて、少しだけ活用しようとしているということと、もう1つは、もともと
古道がたくさんあるところなので、例えば吉野に抜ける古道とかを確保するために森林組
合に維持をしていただいているというのがあります。ただし、樹種転換まではなかなかや
っぱり手が回らないところがあって、万葉の時代の樹相とは違うのではないのというよう
なご意見を賜ったり、資料7でも少し出ておりましたけれども、竹が非常に広がっている
のではないかと、こういうようなご意見もあります。その中では唯一、国営公園さんのほう
で、できるだけ万葉の景色に近づけていこうということで、間伐を少し多めにされて、隙
間の部分に広葉樹林を植えるというところを数カ所試されているというところは非常に
ご努力いただいているなというふうには思っております。

【B委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございました。

ほかには。D委員、お願いします。

【D委員】 私、多分ここに実際に座らせていただいている役どころが、食の6次産業
化でありますとか、それから、食の地域資源の発掘といったところになるかなと思います
ので、それに関連する質問になるんですけれども、先ほどの事務局の方からご説明いた
だきました資料7の15ページでも詳しくご説明いただきましたように、既に明日香村では、
1次産業、2次産業、3次産業ということで、既に6次化の取り組みもたくさん行ってお
られるという状況の中で、今回の想定される論議の視点の1つの大きなテーマの6つの中
に、5番、営農環境の基盤整備及び6次産業化等の農業振興にかかわる取り組みの推進と
いう基本がございまして。既にやっておられる中で、どういったところがまださらに推進し
ていく部分であるのかをお聞かせいただければというところです。

【委員長】 こちらはC委員のほうがよろしいですか。事務局のほうですか。

では、C委員、お願いします。

【C委員】 基本的に、農家の高齢化というのがやっぱりベースになってきて、物をつくる力が非常に弱くなってきているというのが基本的なところとしてあります。

今、明日香村は、水稻中心で今までは生活しておったんですが、水稻中心ではもう難しくなっているというところがございますので、明日香の中で新規就農では始めて3年ぐらいで生計が立てられる状態になるのは、あすカルビーの観光農園ぐらいです。その組合に加入している方々が、唯一増えているという、それは新規就農でも、例えば年齢が比較的若くても、あるいは退職された方でもございます。それ以外に、もう少し外に販売網を持ちながら、いろいろなものをつくっていこうという取り組みが、今、始まってきて、例えば耕作放棄地を使ったツルムラサキであるとか、タアサイを輪番でつくることによって、通年二毛作みたいな形で行い、それを商品化していくという作業が、ようやくこの数年来始まってきたという段階でして、まだそれが地域振興公社という農業の公社が動かし始めて、その動かし始めたものを農家の方々に試していただいて、2ヘクタール、3ヘクタールぐらいのボリュームまでようやく確保し始めたという状態なので、ボリュームもまだない、質というか、商品開発も販売路網の拡大もなかなか進んでいない状況です。

個別の話になりますが、株式会社長谷工コーポレーションと官民の間の連携協定を結ばせていただいて、明日香地域を中心に農産物を同社の管理するマンションに居住されている世帯の方々に販売していただくというような仕組みがつい最近できまして、そちらのほうで売っていただくような仕組みを今後増やしていこうという努力をしております。ただ、そのときに悩みがありまして、注文が多過ぎて対応できない。売り切れごめんになってしまうというようなこともございます。まだまだ量と新たな開発とのバランスが全然とれていないところかなというふうに思っております。

【D委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ご質問、ほかはよろしゅうございますか。

では、B委員。

【B委員】 買い入れ地についてのご説明があったと思うんですけども、小規模にかなり量産しているということで、それから、直接利用がどうなっているかというところという、農地に部分的にとりか、そのまま現状維持というふうな状況ということで理解はしたんですが、買い入れ地について、もう少し具体的に、どういうものが、どういう経緯で

買い入れ地になって、それがどういう事例で活用されているものとか、もう少し課題としてどういうことがあるのかということをお教えいただければと思います。

【委員長】 それでは、事務局のほうでよろしくをお願いします。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。

まず、古都法に基づく買い入れなんですけれども、先ほど申し上げたように、明日香村では全村的に許可制による規制がかけられているということでございまして、許可が得られない場合に対して、県に対して買い取り請求ができるというようなスキームになってございますので、行政側から戦略的に買っていけるというものではなくて、所有者が買い取ってくださいというようなものになっておりますので、結果としてこういうふうに散在しているのは、そういった申し出に基づいて対応しているというところから散在し、さらにそういったものがまだ絶えないというところから、年々増加しているというところがございます。

買い取った土地も非常にさまざま、場所もさまざまですし、多分、地目もさまざまであって、これはどの古都の市町村も共通の悩みでございまして、田畑については他市町村もやはり同じように行政財産使用許可ということで、ある程度できるというところもありますけれども、山林の奥のほうですとか、そういったようなところは、なかなか管理をするのも非常に厳しいというものは、土地柄的な問題もございまして、こちらについてもなかなか地域の方のボランティアを入れるだとか、行政だけで全てはなかなかできないということで、地域と連携してやっていこうということも国としても古都の市町村さんと一緒にやっているところではありますけれども、なかなか答えは出ないというような状況にあるのが現状でございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

なかなかその辺は難しいのだと思いますが、現地視察もございますので、そのあたりで見いただければと思います。

ほかは、ご質問はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議論に入る前に、今日は、E委員に来ていただいておりますので、E委員のほうから、今までの説明を踏まえて、ご意見をいただけますでしょうか。

【E委員】 ご指名ありがとうございます。この我々の議論は、社会資本整備審議会の中の古都における歴史的風土保存法と生活環境整備の2つの法律に基づく議論だと思います。ところで、歴史的保存に関するだから、保存しかないんですね。委員長が言われたよ

うに、これを何のために保存しているのかという議論が法律上はないんですね。それを超えるのか超えないのか、今度の委員会の議論の視点というのは「想定される議論の視点 ① 国家基盤が形成された明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進」で、歴史的風土の展開ではないんですね。これ、法律を超えている言葉なので、視点のほうは私は賛成なんですけれども、法律はちょっと不満足なので、法律を変えられるのかなというふうに思ったんですけれども、そのつもりは普通ないものだから、この「想定される」とか、半分逃げたような、あとは文章で「今後検討する必要がある」と。資料8は、役所の文章でしょう。「検討する必要がある」と踏み込まれたら、とても賛成ですけれども、法律を超える視点を検討するとなると、とても勇気のあることで賛成ということなんですけれども、それを確認しておきたい。明日香の歴史的風土を保存するではなしに、明日香の歴史を保存展示するということまで踏み込むんですかということ、法律を変えてでもということ意識しているかどうかわからないけれども、ちょっと踏み込んで1のポイントにしたい。

2つ目のポイントは、この明日香法と古都保存法が土地法制の中の話で、我々の議論を多少超える議論になるんですけれども、全国的な土地法制というのは、日本国、もう本当にぐうたらになっています。農地と都市計画区域で領地争いをしているみたいで、整合的な土地法制がないんですよ。それは皆さんの関係する仕事だけれども、皆さんの今のご担当ではないわけなんだけれども、それが分裂しているので困っているところがあると。しかし、この法制は、そういう土地規制が入っていますので、土地法制の中の1つの体系だろうというふうに思います。

土地法制がなかった理由は、昔からの領国政治がある。領国の統治がなかったので、領国米の統治はあったけれども、領国の統治はなかった。だから、何石の大名とは言ったけれども、何坪の大名とは呼んだことがない国柄であるというのが、土地法制がいまだに国の中でも統合的なものできない理由だというふうに見ています。そのことも一応は言っておきたい。各省分裂して喧嘩ばかりしているから、地方から見ると、そんな国だろうということは差し込んでおきたいということです。それは今日の議論とは離れるけれども、それを意識してやってほしいなと日ごろ思って、今回のこの我々の法制の体系は、区域を定めて、テーマを定めて、公園の関係、公園というのはわりと幅広くあるから、公園という社会資本で整備しよう。区域を定めて、テーマを定めて、社会資本を整備するのはどうすればいいだろうかということだと認識をしているので、もしそういう認識は違うというなら、議論の対象になるわけですがけれども、そのテーマを定めてという点が最初に言っ

たテーマで、歴史的風土保存というだけのテーマというふうに我々は集まっている。あまり興奮しなかったわけで、歴史的風土の保全ということならば、あまり興奮してここに来られなかったんだけど、この歴史の展示なんて書いてあるから、ちょっと興奮し始めたということなんですけれども、そのテーマが、歴史の本質を見て、歴史の本質の発見・保存というところまで踏み込まれると大賛成なんですけれども、それには明日香の本質を見極めなければいかんと、なかなか難しい点ではありますけれども、そこまで踏み込んでほしいと。そうでないと、世界遺産にもならないし、何のための保存かわからないままだというのが私の意見です。難しいけれども。

明日香のこのような古代史の、また何とかさんと出ていますけれども、保守的な歴史観と、客観的な歴史観がしのぎあっている場所だと思います。保守的な歴史観は、どちらかとすると、みんなではないんだけど、観念的になるのと、日本独特だというふうになる。客観的歴史観というのは、どちらかというと事物にあわせて即物的に、今はやりの実証的になり、かつユーラシア的になる。ユーラシアの関係が明日香は多いですから。それをこの体系の中ではなかなか出てこないな、歴史観をもとにしてユーラシア的なものと日本的なものどう分けるのかというセンスを社会資本整備審議会の中でも持ってほしいなと。

すると、明日香の値打ちということに議論が及びますけれども、明日香の値打ちは、国際交流があったということ抜きにしては、古都、古都と言うと、京都と全く違うんです。国府化で跛行的でやるのと、明日香は全く違うと。同じ古都と言っても違うということ意識してほしい。これは国際的な交流の中での文化財が残っているということをししないと、何を保存する、遺跡はどういう意味の遺跡だということ。遺跡の中の壁画も国際的な壁画が残っているのは珍しい。

もう1つは、これは難しいところなんですけれども、日本の基本構造ができたところ、これは天皇制と結ぶので、先ほどの歴史観とつながるので、わりと議論が難しいので、歴史的風土とかという曖昧な言葉で法律ができている由縁だというふうに思いますけれども、日本の基本というのは、やはり私の中では天皇制とアニミズムだと思いますけれども、それは規定するのは難しいけれども、意識をできないかというようなことです。

そのような国際性からすると、明日香の地名はなぜ明日香なのか。字がどうして2つあるのかということについても思いを馳せてほしい。

フェルガナ溪谷というところにアサカという地名があるんだけど、あれが明日香の

もとなのではないかという研究が進んでいます。風土が似ているから。

それと、飛鳥と明日香というのは、ハングルを当てると、ナルダという言葉をあてると同じ意味になるということを言っている人もいます。こういうことにハングルをあてると言うと、観念的歴史観の人はカッとなるんだけど。

最近わかったんだけど、『日本書紀』発祥の地、明日香におられた天武天皇が『日本書紀』をつくれと言って、漢文でできた『日本書紀』をつくった。しかし、世界遺産にならないのは、できたのはずっと平城京でできたし、発願したりという事がないからなかなか世界遺産にならないかもしれないけれども、ここで言い出したというのが1つ大きなこと。そのときに『日本書紀』の中に外国人の名前が出てくるんですね。最近わかったけれども、トカラ国から来たカンドハンダーラーというのがいるんだけど、トカラ国というのは、最近、タジキの大使が来たんだけど、タジキはタカラスタンと言った。クドゥースという地名がタカラスタンの中にあつた。40キロしか離れていない。そのクドゥースから来たハシというペルシャ人ではないかというような感じがあるんだけど、それは否定できないんだけど、どんどんそういう国際的な人物は『日本書紀』の中に出てくる。それは明日香から帰った。平城京から帰っていない、明日香から帰ったというのが年号でわかる。年号から帰ったというのは、明日香でどこも展示しないわけですね。そういう歴史の展示というのにもし踏み込まれると、その人が帰ったと書いてあるということも展示してもいいんだけど、そこまで歴史的風土になるかどうかという点に覚悟があるのかなどうかということは何度も確認している。その覚悟があつたほうが僕はいいと思うんだけど。

そのような明日香の歴史的風土保存から、歴史の本質的保存というふうに踏み込まれると大変いいなと。本質がわからないと、保存の意味もわからないし、活用する方法もわからない。本質の検討が待たれるわけだけでも、我々にしろとおっしゃっているのかな、まさかというのが今日の感想なので。

もう1つ、そういうようなことは、保存、保存の時代がずっと来たわけだけでも、活用とかすると、文句が文化庁のほうから出たと思うんだけど、今度、文化庁のほうでも文化資源活用課をつくらうという検討がある……。

【C委員】 課長が来られています。

【E委員】 県では文化資源財活用課というものをつくったわけです。文化資源活用という、そういう流れがユネスコでもみんなあるから、文化庁も保存一辺倒だったけれども、

活用課をつくるという話が……。

【C委員】 10月いっぱいです。文化資源活用課というところに。

【E委員】 そのような時代なので、すると、法律の名前も歴史的保存から保存活用とかというふうになるのかな、その一步がこの想定される議論の視点の第1項目に出ているのかなという印象です。そうであればいいのにとのことです。

【委員長】 ありがとうございます。

かなり本質的なご意見で、私もかなり同意させていただく部分があるので、E委員からそういうご意見をいただいて、非常にありがたいところもあるんですけども、ただ、法律制度の問題は事務局としてはなかなか難しい部分もありますし、明日香法が先ほど古都という全体でくくられてしまっているという部分も含め、今回の書いた意味みたいなものが、もしお答えとしてできるようであればお願いします。ご無理であれば、次回までにということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。お答えできる範囲で構いませんので。

【事務局】 まず、保存をしていくためには、やはり歴史的風土をある程度活用をして、最終的に村に誰もいなくなってしまうような状況になってしまつては、貴重な歴史的な風土も保存することは難しいであろうということで、歴史的展示を推進していきたいということをここで書かせていただいております。法律の「保存」という言葉を変えていくかどうかというところまでは、現時点においては想定していないんですけども、そういったことで書かせていただいております。

E委員おっしゃるとおり、歴史的な本質的な保存というところまで、この委員会でもどこまで深く議論できるかというところがあると思いますけれども、そういうところも可能な限り議論をした上で、歴史展示の推進ということを1つのテーマとしてご議論いただければというふうに考えております。

【委員長】 ありがとうございます。

【C委員】 私のほうからよろしいでしょうか。

【委員長】 はい。

【C委員】 済みません、知事にいつも薫陶を受けておりました。我々地元がもうちょっと考えなくてはいけないなという非常に強い思いを持っております。やはり日本の国の始まりとは言っていますけれども、日本の国の始まりの部分というのは、海外との交流から始まっているというのが明らかだと思っております。朝鮮半島だけではなくて、中国大

陸とどういふふうにつながってきたのかというところが、隋ができた588年、あるいは600年、『日本書紀』にない遣隋使から起こってきたいろいろな変化が、やっぱり飛鳥地域のほんとうに根源になっていると思っております、その部分がちょっと今まで自分たちでも掘り下げができていないなということは非常に強く感じております。いろいろな証左がある中で、先ほどE委員がおっしゃっているトカラ人とか、ペルシャからの影響が意外と強かったんじゃないとか、インドとの関係性が非常に強いのではないのということは、飛鳥の地において、今、石造物とかを見ても非常に感じるところがあるので、その部分の解き明かしが全然できていないという反省に立ってE委員もおっしゃっていることだと思うんですけども、飛鳥の地域のテーマ性を出していきたいなと思っております。

一方で、私は村長になってまだ7年ですけれども、歴史的な風土とは何だろうというのはずっと考えているところがあって、歴史の部分と風土の部分というのは、やっぱり現在の風致景観であったり、暮らしの空間であったりするんだろーと思っております。その空間の部分として、自然との距離感というのが日本の国の独特の強い自然というのが存在していて、地震であったり、津波であったり、火山であったり、いろいろな強い自然が存在している中で、それとどうつき合うかというところがまずはベースとして日本はあると。それは飛鳥の地にも日本の地にも全体にあるんだということがベースだと思いますので、E委員がおっしゃっているアニミズムも近いところがあるのかなと私は勝手に思っていますけれども、そういうアニミズムの部分と、そして歴史的な中でも大陸、朝鮮半島だけではなくて大陸と交流して変わった部分と、その2つをどうやって地域で説明していけるのかなということも、もうちょっと本格的に考えなくてはなと、だから、これが飛鳥の価値なんだということと思い込んでやっていきたいなとは思っております、その深掘りを今後並行的に、文化庁さんだけではなくて、いろいろな皆様とやりとりしながら深めていければなと、非常に勝手ではありますが思っております。今、飛鳥ナンバーの絵柄をつくろうとしているんですが、絵柄をつくるに当たっても、やっぱり中国大陸との感覚が少しでも接点あるものということで、朱雀をベースに選んでもらって、それで絵柄をつくろうとか、いや、あれは中国のものではないかとかおっしゃる人もいますんですけども、その辺はわりと意識的に首長みんな、そういう意識を持ちながら選んでいくというようなことをやっているということだけは、私どもとしては申し上げておきたいなというふうに思っております。

先ほどの文化財の発掘の話なんですけれども、今、明日香村は、奈良文化財研究所さん

と、橿原考古学研究所さんと、村に文化財技師がおりまして、調査発掘をわりとできているということは、全国の中でも珍しい地域だと思っております。でも、まだまだ3割ぐらいしか発掘調査ができておりませんので、まだまだやらなくてはいけないことがあるなどということで、それは大きな看板で出さなくても、それなりに進んでいますと、見ていただけるのかなというふうには思っております。

今、議論したらどうだとおっしゃっていただいております歴史展示の部分は、私どもの明日香全体を、まるごと博物館、屋根のないフィールドミュージアムにしましょうという考え方、そしてテーマを持ってそれを進めるという意味では、歴史展示という概念をできるだけ強くテーマとして議論していただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

【委員長】 では、ちょっと私からも関連して3つほどお話をさせていただきたいと思えます。

先ほど、お話の中にあつた飛鳥の本質ということで、平城京よりもというふうにE委員に言っていただくと非常にあれなんですけれども、やっぱり保守的な歴史観と、そうでない歴史観というお話がありまして、文化庁の方がいらっしゃるので私が言うのも変なんですけれども、世界遺産の認定の考え方というものが、やはり私は少し日本人の考えているものと、ICOMOSの選定委員会が本来的に考えているものと少し乖離があるなというふうに日ごろ感じております。

例えば、私は実は佐渡の金山を世界遺産にしてくれというような話にも一枚加わっているんですけれども、例えば佐渡の人から見ると、石見が世界遺産になって、俺たちの長い歴史の金山が世界遺産にならないというのは何事ぞというふうにおっしゃるんですけれども、石見のところでは、採掘の仕方ですとか、環境配慮ですとか、そういうさまざまな、単なる銀山が出ていたとか、あるいは地図上にIWEMIというローマ字があつたとかということだけではなくて、さまざまな観点から価値が論じられてきたんだと思うんですね。

そういうふうに考えますと、先ほどE委員がおっしゃられた基本構造といいますか、そういう中の中に社会システムというか、文化が共存していたというころの飛鳥の時代の、いわゆる日本、韓国、中国ということではなくて、硯ひとつをもつても、硯は韓国製であったり、あるものは中国製であったりということで、今おっしゃられたようなほかのトカラですとか、タカラスタンとか、ペルシャですとか、そういうまさにユーラシア的な歴史が、この時代にそこに集まっていたということはどういうふうに考えるかというあたりは、日

本の明日香法がどうしても日本国の民族のふるさとであるというような部分だけにとどまっていた。これは非常に大事なことではあるんですけども、今これだけインターナショナルの世界になってきますと、もう少し多民族がここに集まっていたということはということなんだろうかということの価値は考えたほうがいいのかなと思っております。

あともう1つは、社会資本ということで、私は結構この「社会資本」という言葉に最近こだわっているんですけども、ローマ時代、塩野さんの本などにはよく出てくるんですけども、日本ではインフラストラクチャーというと、まるで道路と鉄道とというような感じで、今度も道の駅ができれば、社会資本が高まったぞみたいな話になってしまうんですけども、ローマ時代のインフラストラクチャーというのは、そうではないんですね。まさにご存じのように、ローマ時代の人たちは、お風呂に入ることができたり、まさに心身の健康のため、さまざまなこと、統治している人間が民衆の健全な心身の発達のため、あるいは労働意欲を高めるためにどんなことをやるかという、それがまさに社会資本である。日本では、どうも社会資本というと、土木とか、そういうほうにちょっと偏っているような感じがするので、そこら辺にも1つ踏み込むところがあるのかなと思います。

あとは、先ほど、「風土」、「風致」という言葉が出ました。これは都市局さんのほうに、事務局さんのほうでもよく考えていただきたいと思うんですけども、今日いただいたこの資料の中に、「明日香の古京を逍遙すれば誰しも日本のこの国が」という一節がございます。歴史的なまちづくりのほうでは、「風致」という言葉と、「情緒」という言葉は、その中に出てくるんですけども、「逍遙」という言葉は出てこないかと思っております。

私、実は逍遙というと、皆さん、坪内逍遙を思い出されるかもしれないんですけども、東京都の墓地のことで、変な意味で墓地をやっているのではなくて、日本の中の東京都の墓地の中には、さまざまな有名な人たちの墓地がさまざまあります。そういうものを見ながらつづれ歩きをするというか、そういった意味で、今、明日香に求められているものは、単発的にキトラのところに大型バスがとまって、2時間でキトラを見て帰っていただくとか、道の駅で農産物を買って、あわよくばその農村レストランに行って3時間で帰るということではなくて、やはり明日香にある歴史的なまさに逍遙する価値のあるべき明日香の自然と風物というか、風景というか、そういうところが、まさにそういうものを尊いと思ってきたのが日本人の国民性かと思っておりますので、そのあたりの話も少し言葉の整理も必要かなというふうに思っています。

あと、最後にありましたが、今日は中井先生がいらっやっていますませんが、土地法制と

いうところでございますが、実は私も都市マスタープランの委員だけではなくて、今は千代田区などでは委員長をしているんですけれども、都市マスタープランというものが、今までは、この地域はこういう制度のこんな建物をつくる場所です、要するに、商業地域ですとか、住宅地域ですとか、オフィスを主要にする場所ですというような、そういったもののみを考えてきたんですけれども、今はそこでどういう営みですよ、そこに住む人たちがどんな生活が営めるのかということで、委員長ではなくかかわっている台東区ですとか、千代田区でもそういう方向性に少し行っているんですけれども、そんな方向に都市計画の中での考え方、土地法制も単に地面の仕分けだけではなくて、そこにどういふふうに入居者が長く住めるのかということも含めて考えていく必要があるかなというふうに思います。

あと、最後に、私の意見としては、1つ、過疎地域になったしまったということと、高齢者が今や主体であるというところ、そこについては、優先的・可及的な課題であって、それは観光地として、先ほど、京都のお話がありましたけれども、上物だけいろいろなものがあって、展示施設があって、観光客はたくさん来るけれども、住んでいる人はほとんどいなくなった。棚田オーナー制度も、みんな外部の人で、地元の人はいなくなったみたいな、そういう話は、移住を積極的にやっていく必要性がある一方で、やはり地元の方々が誇らしい、まさに明日香人として誇らしいというふうに思っていたかかどうかというのは、とても大事なことだと思うんです。

ギリシャなどへ行きますと、ギリシャで生まれ育ったということは非常に誇らしいと思っている方がいっぱいいらっしゃいますし、奈良なども、皆さん、地域で、俺は桜井の出身だとか、皆さんいろいろなところで、奈良にお住まいになっているということを非常に誇らしいと思っていられる方がいっぱいいらっしゃるんで、明日香にもやはり明日香人の方々の、祖先がそういう方であったというところの誇りといいますか、そういうものも単なる観光地ではなくて、明日香のそういったプライドといいますか、昨今ではブランド化ばかりやって、プライドにはあまり重点が置かれていないんですけれども、やはりお住まいになる方がプライドをどういうふうに保って、明日香を考えていけるか、そのようなあたりも実は私としては踏み込んでいただければというふうに思っております。

済みません、私とE委員で長い時間を使ってしまいました。ほかの方からご意見を賜りたいと思いますので、いかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ、D委員。

【D委員】 だんだん時間が気になってくる終盤になってまいりましたけれども、E委員、奈良県民としてすごい聞き惚れてしまっていました。歴史展示という言葉を使うのが、なかなかしにくいんですけども、済みません、自分の役どころに集中させていただきますと、そういった大きなところは、とりあえず一度置かせていただきまして、2点だけ、このタイミングで申し上げたいことがございます。

1つは、私は農業の振興みたいなものを自分自身の事業でもやっておりますし、いろいろなところでそういったお手伝いをさせていただいているんですけども、その中でやっぱり今、明日香村、ほんとうにすばらしい歴史、文化が残っている、すばらしいインフラも整備されているこれまでの取り組みがあるんですが、やはり農地の後継者がいなくなる、結果的に就農される方が少なくなっている。さらに遊休農地が増えていく。これは先ほどおっしゃった買い取り地の問題などにも結局つながっていているんですけども、この負のスパイラルの1つの要因としまして、やはり獣害という大きな大きな問題がございますので、具体的なテーマのうちの1つになりますけれども、まず1つ目が、獣害のところを何とかしていくということをここで取り組んでいく必要があるのではないかと強く思います。

それと同時に、食というところで、今、獣害はもちろん奈良県内でもいろいろな五條のほうで知事もいろいろ力を入れて取り組まれているジビエを活用する6次産業みたいなものもたくさん奈良でも事例ができておりますので、そういった見地も精査しながら、それをさらに明日香ブランドの、例えば野菜、さらにお肉といったものをつくっていくということも一石二鳥、三鳥につながっていく大きな動きではないかと思えます。これが1つ目です。

あともう1つは、ほんとうに私自身もこうやって改めて明日香村のこれまでの取り組みを拝聴させていただきまして、やるべきことを、ほんとうにハードな面でも、ソフトということもやっていращやるのではないかと思ったんですが、同時に、これだけすばらしい英知と資本が投入されていますので、日本の中での先行事例であるべき明日香だと思えますし、先ほど、委員長さんがおっしゃったように、これからの明日香だけではなく日本の、奈良県のことを考えたときに、プライドやブランドのお話もされましたけれども、明日香がやっぱり先導していく役割はすごく大きいと思えますので、例えば、獣害のところ、景観、さらに獣害対策の1つの要因として、林のご専門の見地も拝借しながら、里山のこよりを増やしていくような取り組みとか、奈良がいろいろなものを発祥させてき

た地域ではありますので、同時に明日香村で新しい先行事例をつくっていくといいますが、そういった取り組みも進めていかれる必要がすごくあるのではないかと。

これ以外の件に関しましても、皆さん、すばらしい先生がいらっしゃいますので、私のほうからはこの2点だけお話させていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

獣害等につきましては、多分、前回もB委員がご専門に近いと思いますので、次にB委員にご意見を賜りたいと思います。

【B委員】 獣害に……。

【委員長】 特化しなくても結構です。里山とか林地ですとか、そういうことで。

【B委員】 そうですね。私のいろいろかかっているところを通しての今回の話を聞いて思ったこととしましては、農地とかもとても大事だと思うんですけども、やっぱり農地と山とか、川とか、そういうものをうまくつなげて地域をどう、山の文化とかというものがどういうものだったのかなとか、そういうふうなまとまりとしての自然の価値みたいな部分をどう生かしていけるかというところが明日香のこれからを考えたときにとっても大事だなというふうには感じたんです。

あまりいい、適切な事例かはちょっとわからないんですけども、正直、明日香は大変な部分はあるかもしれないんですが、すごく恵まれているなと思っているところがありまして、私がかかっている東北の三陸で、震災でほとんど家もなくなり、人も亡くなった中で、地域の山の資源と海の資源をうまくつながるような形で、例えば木質バイオマスをうまく活用するようなことをいろいろな人たちがかわりながら新しい仕組みをつくったりとかしているのを見たりすると、おそらく明日香がすごくいわゆる歴史的な資産を持っている中で、新しい山の文化とか、そういうものを発信する力は十分あるのではないかと、いうふうにも感じたりしますし、獣害についても、ほとんど日本全体の問題だったので、何か大変な人が減ったりだとか、獣害とかがあるのは、もう何かスタンダードというふうなところで、そこからどう一歩進んでいけるかというところを前向きに考えていけるような、今あるものをすごく大事に活用しながら、問題は当然あるものという中での発想がすごく大事かなというふうに私は思っております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

多分、里山というのは、もうローマ字になって世界的に有名になっていますけれども、

今、B委員がおっしゃられたように、里山だけでなしに、やっぱり山との関係性という部分、山と人間がどうかかわってきたかというような山の文化というような観点は非常に大事な観点です。ありがとうございます。

A委員、最後に、遅くなりまして済みません。

【A委員】 それでは、私のほうからは3点ほど、今日お話を伺って感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

最初は、歴史的風土の問題と歴史展示ということなんですけれども、私も小学生のころに高松塚が発見されて、すっかり飛鳥ブームに乗ってしまった人間でして、でも、それ以来、何度も何度も明日香に伺うけれども、ほんとうに景観が保存されているなど感じるんですね。なので、もちろん展示というのはきちんとした研究成果を踏まえた展示がなされるといいと思うんですが、一方で、やはり歴史的風土というのは、私にとっては、多分、最初に委員長がおっしゃった明日香全体が持って醸し出している古代の景観的な、そういうものも住民の方々の利便性も考えつつも、きちんと整備していかれると、これはそういったところがますます少なくなっていく現在の、またさらに大事になってくるのではないかと思うんです。

それとあわせて、歴史的な歴史展示の推進というのは、もう既に前回の整備の基本方針から始まっていることだと思いますので、それをきちんとした研究成果等を発掘の成果等を踏まえた上で、E委員もおっしゃったような国際的な視点を踏まえて展開していかれたら、とてもうれしいなというふうに思います。それが1点目です。

2点目は、それにかかわるんですが、先ほど、C委員もおっしゃったように、明日香の発掘は、奈文研と橿考研と、そういう国と県と、それから明日香村と三者で行っていらっしゃるんだけど、それを、私はよくわからないんですが、しっかり連携をもちろんしていらっしゃると思うんですが、連携をしていただいたりとか、それから、文化庁と、私、ほんとうに国土交通省がこんなに明日香村にかかわっているというのを存じませんで、ここでしっかり勉強させていただきましたが、ぜひ共同でやっていただけると、ほんとうに明日香を個人的なすごく好きな人間としては、すごくありがたいなと思っているということです。

3つ目は、ちょうど高松塚が来年度に整備が完了する、公開展示が始まるということではなかった……。まだですか。失礼しました。

【委員長】 修復が終わるだけです。

【A委員】 修復が終わるだけですね。高松塚というのは、先ほど、E委員のお話にも出てきましたけれども、国際的なところを強調するにはとてもとても大事な遺跡だと思いますし、それを改めて今、最近の学生は知らなかったりするんですね。なので、ほんとうにそれを、キトラもあわせて、まるごと博物館とか、そういう構想があるのでしょうか。でしたら、ほんとうに高松塚の今度の修復等を終わっての公開等にあわせて、そういうまるごと博物館とか、フィールドをめぐるながらの博物館というような形で、国際的な視点を持った拠点を幾つかつくって整備していくという形になると、とても楽しいだろうなど、これはちょっと委員というよりは個人的な意見ですが、ぜひそれを文化庁さんと一緒にやっていただけたら、とてもうれしいなと思いました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

私の運営が悪くて、あと時間が短くなってしまいました。E委員とC委員、最後に一言ずつ、もうつけ加えることがあれば、承りたいと思いますが、よろしいですか。

【E委員】 まだ言っているいいですか。ありがとうございます。

1つは、歴史にこだわると、この歴史をどのように発見するかというのを、この明日香小委員会ですべてどのように展開するのか、この明日香の深い、しかも保守、観念的といろいろなしのぎあいのある中で、全部我々に検討させるというのはちょっと無理ではないかと思うわけです。広く検討しなければいけない。この①で書いた項目はすごく、これを見て興奮しているわけだけでも、これを検討するのをこの小委員会の検討事項、さらに日本、わりと大きく、すごい大きな議論を呼ぶ検討事項にもなりかねないので、ちょっと検討体制を研究してほしいということが1つと、そのときに明日香の検討だけではなく、明日香は桜井のほうから、明日香から藤原、平城と国際の歴史で続いている歴史なんですね。125代天皇だけど、50代が桓武天皇だから、それまではあのあたりに住んでいたんですよね。天皇とは切っても切れない関係にあるという、どこら辺に住んでいたのかということとを連綿とした歴史の中での明日香というふうな連綿とした歴史の地理的な連続性がある大和盆地の中にある。箸墓とか、卑弥呼とかと言われるものを発見できなくても、そういう視野で明日香ということを考えていただきたいということ。

もう1つは、文化財というのは、これ、文化財の要素はとても強いんだけど、文化財というのは公共財だから、文化財研究所が隠さないように、パブリックに出すようにということ、この委員会でも言えたら、みんなで研究……。というのは、同じような高松

塚のスカートは、ウズベキスタンの墓から同じものが見つかっている。ここだけしかないものではないんですね。ここだけしかないものというのは、あまりないんですね。それが国際性のすごく遠くに離れたところから出るのはどういうわけかということ、歴史を展示するというのが1つ大きなことだと思いますので、それはそういうことがあるということを知っているのか、知らないのか、無視するのかで全然歴史の深みが違うので、明日香だけ、ここにあるものだから高松塚、高松塚と言っていたら、みんなあそこで展示された人は、両陛下が来られたときに、よう説明せんかったです。うちわとかは中国だ、スカートはソグド人だとかというのは、国際性のある壁画が残っているということをよく説明されなかったですよ。それは説明できるような我々の仲間のほうが、明日香の値打ちがよく歴史を言えるのではないかというふうに思いますので、そういうふうなきっかけになるように、この小委員会を向けていただくというのが必要かと思います。

それから、世界遺産にもこういう検討の結果なればうれしいなと。世界遺産になれない理由は、おっしゃったように、精神性が何か実態がわからないまま大事だ、大事だと、ほかの世界の人にうまく説明できないのではないかというふうに思っているんですけども、それは歴史、ここに書いてある歴史はこういう歴史だということを証明できないと、誰もわかりませんよね。日本人がいい、いいと言っているだけで、I COMOSがオーケーというわけではないという、ほかの金山とかも即物的だから、それなりに理由はわかる。これはちょっと複雑だから難しい面があるんだけど、それに第1項目でチャレンジしてあげようという項目はとても大事な項目で、これは絶対落とさないでほしいんですけども。

そのためには、これに逆を張っていたのは本居宣長ですよ。外国の本はいかんと言っていたのが、国学は随分我々の世界を狭くしてきた面があると思う。しかし、本居宣長という人も今いるというのが、先ほどのしのぎあいの場所だから、これはなかなか難しいところなんだけど、本居宣長が今の学問の進歩にいたら、もうびっくりしますよ。『日本書紀』などは唐の人が書いた部分が、漢文があるんだから、漢文がちゃんとできているんだから、漢文で書いているのは日本のものではないと言ったら、『日本書紀』は日本のものではないということになってしまうんだけど、みんな『日本書紀』に書いてある聖徳太子の十七条の憲法も『日本書紀』からしか何も出ていないんだからというような、天皇の何代目というのは『日本書紀』からしか何も出ていないんだから、それを抜きにして歴史もへったくれもないんだから、そのまま信用するかどうかは別にして、みんな漢文で

書いてある。日本人が読めない漢文で書いてある。それを踏まえると、歴史を展示するというのは、すごく勇気のある言葉だと感心しているんですけども、それをぜひ実行していただけたら、すごくいいことが明日香についてはありますよというようなことです。

最後に、社会資本とは何かというのを、社会資本は、明日香だけに限ると、すごく復元というようなものにこだわってしまう傾向があるんですけども、違うところで大和平野の見えるところで、セミナーハウスから大和平野がものすごく見えるんですね。国見というのはこういうところで行われた。見えるところを、ちいさい話だけれども、国見台を整備するのは、古都保存の社会資本なのかどうか、入れてもらおうとありがたいなと思います。入れてもらわなくてもできるんですけども、社会資本という考え方が、復元とか小さなところの飛鳥京跡苑池の復元とか、それだけではなしに、何を、値打ちがあるからいいよということの社会資本の意味もこの際、特に古都保存活用の社会資本とは何かということの研究して、すごくお世話になっているんです。国営公園というのはすごくやっていただいた。それは連綿とした歴史を尊しとして、その現地に残っている、都城はないんですけども、その都城を復元保存しようということをやっていたのは、これはすごいこと、現地にあるということ。どういうわけか、日本の都城は四角ですよ。バグダッドは丸なんだけれども、それが藤原京は伊勢神宮の外宮と東西、不思議なことがあったなということは、これ、歴史展示の1つに、みんな持統天皇なんだけれども、同じ年に建てたというようなことは、現地だけで閉じこもっていると、脈絡はなかなか展示できないのではないかと、この歴史展示と書かれた意味はすごく大きく意味がある、触発されたことも言わせていただいた……。ほんとうにお世話になってきたことは感謝しますのと、こういうラインで進めていただくのは大歓迎いたします。歴史的風土保存法にこだわらないで進めていただくと、法律改正するかどうかは別にして、この1項目入ったのはすごいな、霞が関はこういうことができるんだなと思って感心しております。

【委員長】 済みません、私の運営が悪くて、5分ぐらいだけ、済みません、皆さんにちょっとお時間をいただいて延長して、最後にC委員、いかがでしょうか。

【C委員】 3ページなんですけれども、文化財の分布状況図ということで、史跡を書いていただいているんですが、明日香村にも国宝とか重要文化財がございます。飛鳥大仏みたいなものがここへ出てこないの、そういうものも表現していただきたいというのがございます。よろしくお願いします。

もう1枚めくっていただいて、シートの6ページでございますが、これは先ほどからの

いろいろな話と重複する話なんですけれども、明日香村は平成23年9月に文化庁の重要な文化的景観に指定されているんです。奥飛鳥の重要な文化的空間。それこそアニミズムにも関係してくると思いますし、地域の自然の集落の存在ということが非常に重要視されているところで、農村集落と伝統民家、そして農村風景、祭礼・行事までかかわってくるので、どこかで表記していただければありがたいなというふうに思います。

あと、次回以降で、過疎に関しての弁明をさせていただければと思いますので、現地に来ていただいたときに思い切り弁明しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事務局にお返ししますので、今後のスケジュール等につきましてお願いいたします。

【事務局】 今後のスケジュールですが、明日香村への現地視察を11月8日木曜日に、第2回の小委員会の開催を12月ごろを予定しております。第2回の委員会につきましては、後日、事務局から委員の皆様にご都合を照会して皆様のご予定をお伺いし、委員長と相談させていただいた上で開催日を決めることとしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 今後のスケジュールでいきますと、4回で今の内容を全部まとめるとなると、非常に大変かなというふうに思っているんですけれども、先ほど、事務局からも戦略という言葉がありましたけれども、明日香村については、明日香村がここで変わったなというような時代に私は進めたいというふうに思っておりますので、県知事と村長さんをはじめ皆様方、各委員の先生方のご協力を得て、今後、密な議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ほんとうにありがとうございました。時間が過ぎてしましまして大変申しわけございません。お詫び申し上げます。

【事務局】 大変活発なご審議ありがとうございました。

それでは、これもちまして第1回明日香村小委員会を閉会いたします。

なお、本日の資料についてですが、机の上にそのまま置いていただければ、後日、こちらから郵送させていただきます。本日はありがとうございました。